

第895回

宿毛市農業委員会会議

1. 日時 令和8年1月20日（火曜日）午後1時30分

2. 場所 宿毛市役所3階 301会議室

3. 出席者（15名）

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
4番 山本 欣史	6番 井垣 水里	7番 澤田 誠規
8番 川田 直樹	9番 小島 久司	10番 寺田 巧

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
4番 堀内 愛貴	5番 赤星 文香	6番 山本 大

4. 欠席者（3名）

5番 岩本 誠司	11番 羽賀 大透	7番 浦田 久永
----------	-----------	----------

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司	事務局主幹 舛谷 心悟
会計年度任用職員 福井 舗子	

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第4条許可申請審査について

- 事務局長 開会にあたり委員の皆さまにお知らせいたします。本日に定例会は岩本会長は東京出張中につき、議事は会長代理が進行いたしますのでご了承下さい。
- 議長 長 本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。
これより、第895回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
- 議長 長 「議事録署名委員」の指名を行います。
議事録署名委員は、11番 稲田 義敬 委員
1番 濱田 頼之 委員 をお願いします。
- なお、5番 岩本 誠司 委員、11番 羽賀 大透 委員、7番 浦田 久永 推進委員、より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申し出がありましたのでお知らせします。
- 議長 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議長 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 【議案第1号】「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
議案書は1ページになります。
受付番号31番、押ノ川地区です。場所は2ページに位置図を付けております。国道56号線より入ったゴルフ練習場付近です。売買による所有権移転になります。ハウスイチゴを栽培するとの計画が出されています。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されています。
- 以上1件について、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
説明については以上になります。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 長 続きまして、受付番号31番について、押ノ川地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。
- 稲田委員 【議案書をもとに31番を読み上げる】
1月17日に松本委員同行のもと現地を確認しました。穰渡し人夫婦に話を聞き、よろしくをお願いします。との事でした。穰受け人には1月18日に確認をしました。こちらもよろしくをお願いします。ということでしたので、お願いします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 ないようですので、これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農地利用集積等促進計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いします。

●事務局長 【議案第2号】「宿毛市農地利用集積等促進計画について」説明をいたします。

受付番号1番につきましては、山奈町芳奈字コンゲンドウ●●●●番●、他2筆につきましては、3筆の合計面積1062㎡、設定期間は、10年で、他県在住なので地元で作ってほしいそうです。利用権の種類は、使用貸借になります。登記及び現況地目は田で水稻を作るとの計画が出されております。

続きまして、受付番号2番、山奈町山田字ナルセ●●番、及び頼母田●●番につきましては、面積1590㎡、1498㎡、設定期間は5年で、利用権の種類は、使用貸借になります。登記及び現況地目は田で、水稻を作るとの計画が出されております。

続きまして、受付番号3番から6番まで借受人が同一人物でありますので、まとめてご説明いたします。山奈町山田字芝沢●●●番●、他5筆につきましては、6筆の合計面積5357㎡、設定期間は5年で、利用権の種類は、使用貸借になります。登記及び現況地目は田で、水稻を作るとの計画が出さ

れております。昨年夏から手続きを進めていましたが、相続未登記農地が含まれており、関係者からの同意を得るのに時間を要しておりましたが、このたび同意書の提出により、利用権設定の申請に至りました。

以上6件、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たしていると考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号1番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いいたします。

●澤田委員 【議案書をもとに1番を読み上げる】

○議 長 続きまして、受付番号2番から6番について、山田地区担当の小島委員より説明をお願いします。

●小島委員 【議案書をもとに2番から6番を読み上げる】

こちらにつきましては、1月18日に皆さんに電話確認をしました。いづれも利用権の設定を受ける者が農業公社なので、問題はありません。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより、採決をいたします。

議案第2号「宿毛市農用地利用集積等促進計画について」6件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」6件は、意見を附して市に通知することに決しました。

○議長 続きます。議案第3号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。

○議長 なお、議案第3号(受付番号1番)につきましては、澤田委員が所属する営農組織が、借受希望者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(澤田農業委員 退室)

○議長 事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局長 議案書は5ページをご覧ください。
議案第3号農用地利用集積等促進計画(案)についてご説明いたします。
先ほど、議案第2号で承認いただきました、農用地利用集積等促進計画(受付番号1番)について、高知県農業公社が借り受けた農地を受け手に集積する計画です。議案書別紙にあります申出書によりますと、宿毛市山奈町芳奈字コンゲンドウ●●●●番●、他2筆につきまして、利用権の設定を受ける者として申し出のありました(農)芳奈村が適当であるとの理由から、議案書5ページの農用地利用集積等促進計画(案)を作成しております。

以上、農用地利用集積等促進計画の説明です。ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

○議長 事務局より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はござい
ませんか。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 それでは、これより採決をいたします。
議案第3号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」事務局より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「意義なし」との声あり)

- 議 長 異議なしとすることですので、「議案第3号」1件は、市に答申すること
に決しました。事務局長ありがとうございました。

(澤田農業委員 入室)

- 議 長 続きまして、議案第3号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取に
ついて」を議題といたします。

- 議 長 事務局より議案の説明をお願いいたします。

- 事務局長 引き続きご説明いたします。

議案書は6ページをご覧ください。議案第3号 農用地利用集積等促進計
画(案)についてご説明いたします。先ほど、議案第2号で承認していただ
きました、農用地利用集積等促進計画(受付番号2番から6番)について、
高知県農業公社が借り受けた農地につきまして、農地を受け手に集積する計
画です。

議案書別紙にあります申出書によりますと、宿毛市山奈町山田字ナルセ●
●番、他1筆につきまして、利用権の設定を受ける者として申し出のありま
した、●●●●氏が適当であるとの理由から、議案書6ページの農用地利
用集積等促進計画(案)を作成しております。」

また、宿毛市山奈町山田字芝沢●●●番●、他5筆につきまして、利用権
の設定を受ける者として申し出のありました、●●●●氏が適当であるとの
理由から、議案書7ページの農用地利用集積等促進計画(案)を作成して
おります。

以上、農用地利用集積等促進計画の説明です。ご審議のほどよろしくお
願いします。

- 議 長 事務局より説明がありました。これに対するご意見、ご質問はございま
せんか。

(審議中)

- 議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは、これより採決をいたします。
議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」事務局より説明があり、審議の結果問題がないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第3号」の2件は、市に答申することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第4号「宿毛市地域計画からの除外について」を議題といたします。

○議 長 事務局より説明をお願いいたします。

●事務局長 引き続きご説明をいたします。

宿毛市では、令和7年3月28日に地域計画を策定しました。地域計画策定に伴い、「農地転用」を行う際には、対象農地をあらかじめ地域計画から除外することが必要となり、事前に「地域計画の除外申し出」の手続きが必要となります。

以上のことから、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、次の計画について農業委員会の意見を求めるものです。

議案書は8ページをご覧ください。議案第4号「宿毛市地域計画からの除外」についてご説明いたします。記載しております2件につきましては、農用地区域からの除外申請について、いずれも昨年12月22日付けで高知県の同意がありました。資料として、目標地図の変更案を情報提供しておりますので、あわせてご確認ください。

以上のことから今回は、計画内容及び目標地図をあわせた地域計画の変更案が将来の地域農業に支障がないかという視点で意見聴取を行わせていただくものです。

なお、今後のスケジュールですが、全ての関係機関の意見聴取が終わった後に、地域計画の変更案の公告を行い、2週間の縦覧に供します。その後、変更した地域計画を定めた旨の公告を行う予定です。

説明は以上です。

○議 長 事務局より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 それでは、これより採決をいたします。

議案第4号「宿毛市地域計画からの除外について」事務局より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、「意見なし」として市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、「議案第4号」2件は、市に答申することにより決しました。

(報告事項)

○議長 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 ①高知県に送付した結果の報告について
②農業委員会委員定数見直しのアンケート調査実施のお知らせについて
※2月2日(月)までに事務局へ回答
③活動記録簿の提出について
④次回会議の日程(3月5日 木曜日)について

○議長 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議 長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
 これで第895回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和8年1月20日

会 長

農業委員

農業委員